

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令和元年度以降交付決定分の利子助成金の交付事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利子助成金の交付対象者は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯館村には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故の影響を受けている者（以下「被災農業者」という。）とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5 利子助成金の交付の停止及び返還</p> <p>1 協会は、利子助成金の交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、<u>加算金を付して</u>交付対象者から返還させることができるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 協会は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金及び加算金の返還をさせた場合は、当該利子助成金及び加算金を国庫に返還するものとする。</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係） 年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 (削る)</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令和元年度以降交付決定分の利子助成金の交付事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利子助成金の交付対象者は、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年度法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす者（以下「被災農業者」という。）とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第5 利子助成金の交付の停止及び返還</p> <p>1 協会は、利子助成金の交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について、交付対象者から返還させることができるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 協会は、前項の規定により、交付対象者に利子助成金の返還をさせた場合は、当該利子助成金を国庫に返還するものとする。</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係） <u>令和</u>年度利子助成金交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者名 印</p> <p>東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

- 1 利子助成金交付事業計画
 (1) 利子助成金
 ① ～ 年度交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分)
 (表略)
 ② 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)
 (表略)
 ③ 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)
 (以下略)

別記様式 第2号 (第7の2関係)
 年度利子助成金交付実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
 申請者名 (削る)

年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)
 年度利子助成金交付実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
 申請者名 (削る)

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 利子助成金交付事業実績
 (1) 利子助成金
 ① ～ 年度交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分)
 (表略)
 ② 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)
 (表略)
 ③ 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)
 (以下略)

- 1 利子助成金交付事業計画
 (1) 利子助成金
 ① ～ 年度交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分)
 (表略)
 ② 令和 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)
 (表略)
 ③ 令和 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)
 (以下略)

別記様式 第2号 (第7の2関係)
 令和 年度利子助成金交付実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
 申請者名 印

令和 年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金交付計画について、下記のとおり変更したいので、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)
 令和 年度利子助成金交付実績報告書

番 号
 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
 申請者名 印

東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 利子助成金交付事業実績
 (1) 利子助成金
 ① ～ 年度交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分)
 (表略)
 ② 令和 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分)
 (表略)
 ③ 令和 年度交付決定分 (当該年度の新規交付決定分)
 (以下略)

別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）
1・2（略）

3（令和3年度措置に係るもの）

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間	対象融資枠
(1) 農林漁業セーフティネット資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金	最長18年間	9億円 （注3）
(2) 農林漁業施設資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農林漁業施設資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(3) 農業基盤整備資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。		
(4) 農業経営基盤強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金		
(5) 経営体育成強化資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金		
(6) 農業近代化資金（農業経営復旧・復興対策等）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）	最長18年間 （注2）	1億円 （注3）
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金）
1・2（略）

（新設）

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金事業を対象として融通されるものを除く）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ①～⑭ (略)
 - ⑮ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの(略)
 - ⑯ 令和3年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)	8年以下	0.16%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
(2)、(3)、(8)、(13)	8年以下	0.16%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
13年を超え28年以下	0.30%	
(4)、(9)		0.45%
(5)、(6)、(10)、(11)、(12)、(14)		0.30%
(7)		成功判定区分が 「高」の場合2.00% 「中」の場合2.00% 「低」の場合0.40%

(※1)～(※4) (略)

別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ①～⑭ (略)
 - ⑮ 令和3年3月18日以降に融通されたもの(略)
- (新設)

(※1)～(※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～⑳ (略)

㉔ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの
(略)

㉕ 令和3年4月1日以降に融通されたもの
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資 金の貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0.30%	8年以下	0.16%	農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準
	8年を超え9年以下	0.17%	
	9年を超え10年以下	0.19%	
	10年を超え11年以下	0.21%	
	11年を超え12年以下	0.23%	
	12年を超え13年以下	0.25%	
	13年を超え18年以下	0.30%	

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.30%	0.30%

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～㉔ (略)

㉕ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの

㉖ 令和3年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.30%	0.30%

(注)

1・2 (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

①～㉔ (略)

㉕ 令和3年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

①～㉔ (略)

㉕ 令和3年3月18日以降に融通されたもの

(新設)

(注)

1・2 (略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3036号)

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の日前に、主要な事業用資産について地震の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対して貸付決定が行われた場合のこの通知による改正後の第3の2の(2)の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によ

るものとみなす。

4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。